

○大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

平成7年3月22日

条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理について必要な事項を定め、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、市民の快適な生活環境を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (2) 放置 自動車が正当な権原に基づき置くことを認められた土地以外の場所に、相当の期間にわたり置かれていることをいう。
- (3) 放置自動車 放置されている自動車のうち、その機能の一部若しくは全部を失った状態又は適正な運行の用に供することのできない状態にあるものをいう。
- (4) 所有者等 自動車の所有権、占有権又は使用权を現に有し、又は最後に有した者及び自動車を放置した、又は放置させた者をいう。
- (5) 事業者等 自動車の製造、輸入、販売、修理若しくは整備又は検査、登録等の行為を業とする者及びこれらの者の団体をいう。
- (6) 廃物 放置自動車で、自動車として本来の用に供することが困難な状態にあるものをいう。
- (7) 処理 放置自動車を撤去し、及び処分すること並びにこれらのために必要な措置をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する総合的な施策(以下「施策」という。)を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民(本市の区域内において自動車を所有し、又は使用する者を含む。)は、市が策定し、及び実施する施策に協力する責務を有する。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、市が策定し、及び実施する施策に協力する責務を有する。

2 事業者等は、自動車が放置自動車とならないよう啓発に努めるとともに、回収その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(放置の禁止)

第6条 何人も、正当な理由なく自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、

若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

(市長への通報)

第7条 放置自動車を発見した者は、その旨を市長に通報するよう努めなければならない。

(関係機関への通報等)

第8条 市長は、前条の規定により通報があった場合その他放置自動車を発見した場合において、法令の規定により当該放置自動車の処理を行う権限を有する行政機関があるときは、その行政機関に通報する等適切な措置を講ずるものとする。

(調査)

第9条 市長は、第7条の規定により通報があったときその他放置自動車を発見したときは、当該職員にその放置自動車の状況、所有者等その他必要な事項を調査させることができる。

2 市長は、前項の調査について必要があると認めるときは、放置自動車が置かれている土地の所有者、占有者又は管理者に対して、その調査の協力を求めることができる。

3 市長は、第1項の調査について必要があると認めるときは、官公署に対して、その調査の協力を求めることができる。

(立入調査)

第10条 市長は、前条第1項の調査を実施するため必要があると認めるときは、当該職員を放置自動車が置かれている土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(調査時の措置)

第11条 市長は、前2条の規定による調査(以下「放置自動車の調査」という。)を行ったときは、その放置自動車を速やかに撤去すべき旨を記した標章をその放置自動車の見やすい箇所に取り付けるものとする。

(放置自動車の移動等)

第12条 市長は、法令の規定により当該放置自動車の処理を行う権限を有する行政機関がない場合又は明らかでない場合(以下「処理を行う行政機関がない場合等」という。)において、その放置自動車が市民の快適な生活環境を著しく侵害していると認められるときは、その放置自動車を所定の保管場所へ移動し、及び保管することができる。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を移動したときは、その放置されていた場所に、その放置自動車を移動したことを表示しなければならない。

(撤去の勧告)

第13条 市長は、処理を行う行政機関がない場合等において、放置自動車の調査の結果、その所有者等が判明したときは、その所有者等に対し、期限を定めて、その放置自動車を

撤去するよう勧告することができる。

(撤去の命令)

第 14 条 市長は、処理を行う行政機関がない場合等において、前条の規定により勧告を行ったにもかかわらず、所有者等が当該放置自動車を撤去しないときは、その所有者等に対し、期限を定めて、その放置自動車を撤去するよう命ずることができる。

(平 8 条例 30・一部改正)

(廃物の認定)

第 15 条 市長は、第 11 条の規定による措置を行った後、相当の期間を経過しても、なお放置自動車が撤去されない場合において、その所有者等が判明しないとき、又はその所有者等が判明したにもかかわらずその住所、居所、事務所若しくは事業所が明らかでないときは、その放置自動車を、次条に規定する審査会の判定を経て、廃物と認定することができる。

2 市長は、前項の認定を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を公告しなければならない。

(放置自動車廃物判定審査会)

第 16 条 放置自動車の廃物の認定その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、審査し、及び判定するため、大津市放置自動車廃物判定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員 10 人以内をもって組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 自動車について専門的知識を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審査会に、専門の事項を調査し、及び審査させるため必要があるときは、専門委員及び部会を置くことができる。

7 前各項に定めるほか、審査会に関して必要な事項は、規則で定める。

(放置自動車の処理)

第 17 条 市長は、放置自動車を廃物と認定したときは、処理を行うことができる。

(事業者等への協力要請)

第 18 条 市長は、事業者等に対し、廃物と認定した放置自動車の処理について必要な協力を要請することができる。

(費用の請求)

第 19 条 市長は、第 12 条第 1 項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、

所有者等に対し、その移動及び保管に要した費用を請求することができる。

2 市長は、第 17 条の規定により廃物と認定した放置自動車の処理を行った後に、その所有者等が判明したときは、その者に対し、その処理に要した費用を請求することができる。

(土地所有者等への勧告)

第 20 条 市長は、土地に自動車放置されている場合において、その土地の所有者等が自動車の放置を防止する措置を容易に講ずることができるにもかかわらず、その措置を講じていないと認めるときは、その土地の所有者等に対し、適切な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(罰則)

第 21 条 第 14 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、200,000 円以下の罰金に処する。

2 第 10 条第 1 項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、30,000 円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 22 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金に処する。

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条及び第 22 条の規定は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 12 月 20 日条例第 30 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。